

介護サービスの提供等により事故が発生した場合の報告に関する取扱いについて

介護保険サービス事業所等で介護サービスの提供等中に事故が発生した場合の保険者への報告は、以下のとおり取扱うものとする。

1 報告対象

- (1) サービス提供中の事故
- (2) 利用者が介護保険施設又は介護保険事業所内に所在中の事故
- (3) 送迎中の事故
- (4) 通院付き添い中の事故

2 報告すべき事故の範囲

事業者の過失の有無を問わず、次に定める事故等が発生したとき。

- (1) 利用者の死亡
 - ア 介護サービスの提供により利用者が死亡した場合
 - イ 利用者の死因に疑義がある場合
- (2) 利用者の怪我等
医療機関での治療を要する怪我の場合
- (3) 利用者の感染症又は食中毒
感染症又は食中毒とは、発生を予防し、蔓延の防止を図る必要のある感染症、疥癬、食中毒をいう。
- (4) 職員（従業員）の法令違反等により利用者の処遇に影響を及ぼすもの
- (5) その他管理者が報告を必要と判断したもの

3 報告事項

- (1) 事業所の概要
- (2) 対象者（利用者）
- (3) 事故の内容
- (4) 事故発生時の対応
- (5) 事故発生後の対応
- (6) 再発防止に向けての今後の取り組み

4 報告先

- (1) 利用者が本市の被保険者である場合は、向日市市民サービス部高齢介護課に報告すること。
- (2) 利用者が本市以外の被保険者である場合は、当該保険者に対し、当該保険者が定めるところにより報告を行うとともに、向日市市民サービス部高齢介護課に当該保険者に提出した事故報告書の写しを提出すること。

- (3) 上記(1)及び(2)のほか、利用者の家族及び居宅介護支援事業者・介護予防支援事業者など必要な関係先に対し、速やかに連絡すること。

5 報告の方法

- (1) 本市への報告は、事故発生後5日以内を目安に、別紙「事故報告書」により行うこと。
ただし、既に事業者において本市事故報告書の必要項目が網羅された様式を作成している場合、当該様式を使用して差し支えない。
なお、緊急性の高いものについては、本市に対し速やかに電話により報告するとともに、その後に事故報告書を提出すること。
- (2) 事故等への対応が長期化する場合は、第1報として事故発生後5日以内を目安に記入可能な項目について(1)に定めるところにより報告した後、適宜、途中経過を報告するとともに、事故などへの対応が完了した時点で、最終報告を行うこと。
- (3) 感染症及び食中毒が発生したときは、原則として発生時及び終息時に報告を行い、必要に応じて途中経過を報告すること。
また、関連法に届出義務が定められている場合は、これに従うこと。